

労働者向けアンケート調査結果

労働環境の確認を行った事業所（元請）及び下請の労働者を対象に、昨年度に引き続き労働報酬下限額等の周知状況に関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重なご意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

1. 調査概要

- (1) 実施期間 ・ 令和4年7月～10月
- (2) 調査対象 ・ 建設工事
令和4年度に労働環境の確認を行い、中間点検を実施した工事現場（11か所）の労働者
・ 業務委託
令和4年度に労働環境の確認を行った事業所（12者）の労働者
- (3) 実施方法 ・ 建設工事
工事現場において労働者に直接依頼
・ 業務委託
事業所を通して労働者に依頼（各事業所5名程度）
- (4) 回答数 ・ 建設工事 126名
・ 業務委託 84名
- (5) アンケート結果（抜粋）

建設工事

- ① 本年度から従事する労働者へ配布を依頼している「労働者の皆様へ」のチラシについて、104名（82.5%）（うち、元請：12名（85.7%）、下請：92名（82.1%））が「受け取った」との回答でした。【問2】
- ② 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、87名（69.0%）（うち、元請：11名（78.6%）、下請：76名（67.9%））が「知っている」との回答でした。【問3】
- ③ 周知方法について、「チラシ」が45名（45.9%）で約半数、「作業場等への掲示」が40名（40.8%）との回答でした。【問4】

- ④ 労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが保証されることを知っている 87 名のうち、81 名（93.1%）が下限額を「確認した」、下限額を確認した 81 名のうち、76 名（93.8%）が下限額以上であることを「確認した」との回答でした。【問5、問6】
- ⑤ 労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが保証されることを知っている 87 名のうち、70 名（80.5%）が下限額を下回った賃金の場合、申出できること及び申出先を「知っている」、69 名（79.3%）が申出を理由として、不利益な取り扱いを受けないことを「知っている」、労働報酬下限額が設定されていることにより、56 名（64.4%）が「労働意欲が高まり、業務の質が向上する」との回答でした。【問7、問8、問9】

業務委託

- ① 本年度から従事する労働者へ配布を依頼している「労働者の皆様へ」のチラシについて、76 名（90.5%）が「受け取った」との回答でした。【問2】
- ② 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、71 名（84.5%）が「知っている」との回答でした。【問3】
- ③ 周知方法について、「チラシ」が 55 名（52.4%）で半数以上の回答でした。【問4】
- ④ 労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが保証されることを知っている 71 名のうち、70 名（98.6%）が下限額を「確認した」、下限額を確認した 70 名全員が下限額以上であることを「確認した」との回答でした。【問5、問6】
- ⑤ 労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが保証されることを知っている 71 名のうち、66 名（93.0%）が下限額を下回った賃金の場合、申出できること及び申出先を「知っている」、同じく 66 名（93.0%）が申出を理由として、不利益な取り扱いを受けないことを「知っている」、労働報酬下限額が設定されていることにより、58 名（81.7%）が「労働意欲が高まり、業務の質が向上する」との回答でした。【問7、問8、問9】

（6）アンケート結果の評価及び今後の取組

昨年度のアンケート結果から、労働者への周知が不十分であったため、本年度から周知方法について、「チラシ等を作業場等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付する」のどちらかでよいとしているところを、「チラシ等を作業場等の見やすい場所に掲示し、かつ、労働者に直接書面で交付する」こととしました。「労働者の皆様へ」の周知文を配布した結果、公契約制度につい

て「知っている」との回答が、工事で49.0%（元請：24.1%、下請：53.4%）、業務委託で6.2%上昇しており、特定公契約に従事する労働者への周知に一定の効果があったと考えております。また、労働報酬下限額の設定により労働意欲が高まり業務の質が向上するとの回答が、工事で6割以上、業務委託で8割以上となっており、労働者の労働環境の整備及び公共事業の品質の確保にも寄与できたと考えております。

一方、周知文を受け取っていない労働者の方もおり、建設工事の約3割、業務委託の約2割弱の労働者の方が、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて「知らない」との回答がありましたので、今後も、周知文を確実に配布し、労働者への周知を徹底するように事業者へ依頼していきます。